

## 厚木市「妊娠・出産・子育て応援BOOK」仕様書

### 1 事業概要

厚木市（以下「市」という。）が、妊娠期から乳児期までの切れ目ない支援を充実するために妊婦とその家族に配布する厚木市「妊娠・出産・子育て応援BOOK」を広告掲載事業で製作するものです。

### 2 事業名称

厚木市「妊娠・出産・子育て応援BOOK」

広告掲載事業

### 3 事業内容

事業を行う者（以下「事業者」という。）は、広告主を募集し、集めた広告料で広告が掲載された厚木市「妊娠・出産・子育て応援BOOK」を発行することとします。

### 4 規格等

#### (1) 規格

- ア サイズ A4版（縦297mm×横210mm）
- イ ページ数 40ページ相当
- ウ 紙質 コート紙 90kg（表紙・中面ともに）
- エ 刷り色 4Cフルカラー
- オ 製本 中綴じ、横書き、左開き

(2) 発行部数 年間1,800部

(3) 協定年 2年

(4) 発行頻度 1年に1回

#### (5) その他

- ア 内容は市が指定したものを使用し、デザイン及びレイアウト（地図・イラスト等を含む）は事業者が行うこととします。ただし、市と十分な協議の上進めるものとします。
- イ 校正については2回行うこととします。
- ウ 校正は文字校正を2回、色校正を1回とすることとします。
- エ 完成品の電子データをWordやExcelなど電子書式で別途納品するものとします。

### 5 納品

各年3月末日までに納品

厚木市子ども家庭センター子ども保健第一係（保健福祉センター2階）

### 6 配布期間

年度始めから年度末まで

### 7 広告枠

- (1) 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することとします。
- (2) 広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「厚木市広告掲載要綱」に定めるところによります。

## 8 広告内容の審査について

(1) 広告の掲載に当たっては、内容等の審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告案の見本を提出することとします。

(2) 広告物の見本及び同意書の提出後、市において内容審査を行い結果を通知します。

このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は速やかに対応しなければならないものとします。

なお、修正等に係る費用は、事業者が負担することとします。

## 9 広告内容の責任について

(1) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。

(2) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることを保証することとします。

(3) 市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負いません。

(4) 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者などの広告欄であることを注記することとします。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記することとします。

【例】厚木市は自主財源を確保するため、広告事業を行っております。

## 10 契約の締結及び経費負担等

(1) 発行に当たっては、厚木市「妊娠・出産・子育て応援 BOOK」広告掲載事業契約を締結することとします。

(2) 本事業に関する一切の費用（デザイン料・印刷費用・搬入費用等、発行に関する費用）は、事業者が負担することとします。

(3) 事業者の広告主募集に当たっては、市が必要と認める範囲で、事業者の依頼に応じて協力するものとします。

## 11 その他

(1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととします。

(2) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとします。

(3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとします。

(4) 冊子巻末等に本冊子が広告掲載企業による賛金により無償提供された旨を説明するものとします。

(5) 協働事業者は、協定期間内において、落丁や乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応するものとします。

(6) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市と十分に協議を行い決

定するものとします。